

知っているようで本当は知らないEtc. ～ 『分公司』(支店) と 『子公司』(子会社)

中国に現地法人を設立後、さらなる中国での事業拡大にあたっては、どの都市に、どのような機能をもった拠点を構築するかといった検討が必要です。その際には『分公司』の開設もしくは『子公司』の設立が一般的な検討項目といえます。『分公司』と『子公司』は、いずれも中国の会社法によって規定される概念ですが、それぞれの性格が異なるため、中国での事業拡大にあたっては相応の形態を選択する必要があります。今回は、この『分公司』と『子公司』との相違点をご説明します。

1. 分公司

会社が事業規模等を拡大する場合、本店以外の拠点での事業の管理が必要となります。このような場合に設置される拠点は一般的に「支社」や『支店』、「営業所」、「出張所」等と表現されますが、これについて、日本の会社法上は『支店』、中国の会社法上は『分公司』と規定しています。

中国の『分公司』は、法令上、管轄する工商行政管理局での登記が必要とされており、登記が完成すると営業許可書が発行されます。このように、総公司（本店）所在地以外を拠点として事業を行う場合には、原則として工商行政管理局において『分公司』の登記を行う必要があります。

2. 子公司

中国の会社法では、上記の『分公司』の開設とは別に、『子公司』（子会社）の設立が認められています。『子公司』とは、親会社（中国国内に登記された会社）の出資によって設立された別会社のことを指します。

『子公司』は、会社法上、『親会社』から独立した「会社」とされるため、工商行政管理局においても、企業法人としての登記が必要となります。

3. 『分公司』と『子公司』の相違点

このように、『分公司』と『子公司』とは、工商行政管理局から営業許可書が発行され、中国国内の経営主体として認識される点で共通点を有しています。

一方、『分公司』は、中国国内に存在する会社（本店：総公司）の一組織であるため、総公司に従属することになります。したがって、『分公司』の経営範囲は、総公司（本店）の経営範囲を逸脱することはできません。これに対して、『子公司』は、中国国内に存在する会社（親会社）とは出資関係があるものの、組織としては親会社から独立した法人となります。このため『子公司』の設立にあたっては、親会社の経営範囲にとらわれることなく経営範囲を設定することが可能となります。

■分公司と子会社の主な相違点

	子公司	分公司	連絡事務所
工商登記	必要	必要	無
法人格（契約主体性）	有	無	無
従業員雇用	可	可	不可
売上計上（領収書発行）	可	可	不可
経営範囲	自由に設定	総公司に従属	営業不可
輸出（通関及び増値税還付）	可	不可	不可